



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.98

発行：東濃西部広域行政事務組合

入会金を要する楽して稼げる副業への勧誘に注意。

高校時代の友人にいい副業があると誘われ、友人の知り合いと3人でカフェで会った。そこで、「オンラインカジノやネットでの転売で稼げる。入会金は30万円」と説明され、友人の所属する組織の入会を勧められた。お金がないというとすぐに元が取れるから借金するように指示され、キャッシングで借金して支払った。契約書は受け取っていない。後に、友人を誘うと紹介料数万円をもらえるので誰かを紹介するように言われた。不審に思うので解約・返金してほしいという相談がありました。

楽して稼げるうまい話はありません。実際には、儲けるためには人を誘う必要があります。紹介料をもらえるからといって、友人を誘うのはやめましょう。友人関係を壊すことにもなりかねません。

場合によっては、クーリング・オフできることがありますので、不安に思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください。



こんな相談ありました



自宅のリフォームをしないと何度も同じ業者が自宅にやってくる。一人暮らしで嫌がらせされても困るので強く断ることができない。訪問を辞めさせることはできないのか。

訪問販売を規制する法律では、断っているにもかかわらず、再度、訪問することを禁止すると定められています。契約しないのならきっぱりと断りましょう。はがきなど書面で訪問を断る方法もあります。勧誘方法に問題を感じたり、嫌がらせをされたりした場合、消費生活相談窓口や警察に相談してください。

11月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	12件
訪問販売	3件
訪問購入	2件
通信販売	48件
連鎖販売	3件
電話勧誘	5件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	6件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業